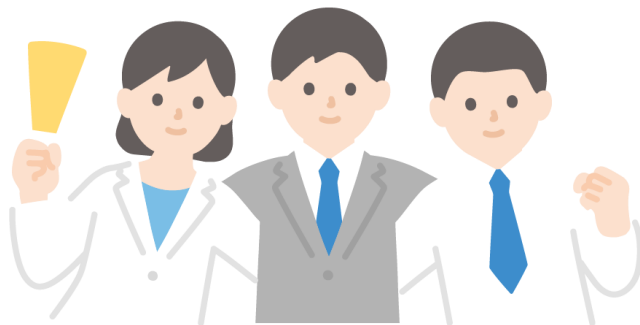


ものづくり企業の皆さま
労働条件や**労働環境**の
向上を応援します！

人材の確保・定着で
経営力強化・安定を実現！！



ものづくり企業

労働環境向上支援事業助成金

■助成対象事業

【例1】

作業環境(気温、湿度、照明、騒音、有害物質、粉じん対策など)を整備するために、空調機器、照明器具等を導入する

※消耗品(熱中症対策グッズの冷感シートやファン内蔵の作業服など)の購入は対象外

【例2】

オフィス環境整備のため、トイレの洋式化、女性専用トイレ、更衣室や休憩室を設置する

■助成対象者

区内に本社を有する中小製造事業者

※社会保険労務士による労働条件確認を受けることが要件です

詳しくは裏面をご覧ください

【お問い合わせ】

江戸川区産業経済部経営支援課

相談係(江戸川区役所 東棟1階)

電話 03-5662-0525

助成金

最大 **50万円**

助成対象経費の1/2以内



事業名

ものづくり企業労働環境向上支援事業助成金

助成金の目的は？ 区内ものづくり企業の人手不足解消の支援

対象者は？ 区内に本社を有する中小製造事業者

【労働条件確認を受けていただくことが要件です】

助成金の交付決定後、労働条件(賃金、労働時間、休暇、保険など)が労働関係法令に準じて整備されているか、専門家(社会保険労務士)の確認を受けていただきます。

※その他、申請資格等の詳細は区ホームページでご確認ください。

対象の経費は？ 人材の確保及び定着を目的として実施する労働環境の整備に要する経費

①労働条件確認に要する経費

社会保険労務士への報酬

②工事費

トイレの洋式化、更衣室・休憩室の設置 など

③設備の購入費
設備のリース料

工場の空調設備、照明設備の導入 など

消耗品(熱中症対策グッズの冷感シートやファン内蔵の作業服など)の購入は対象外

助成金額は？ 最大50万円 対象経費の2分の1以内

ただし、対象の経費の①「社会保険労務士への報酬」は上限30,000円まで全額を助成

申請方法は？ まずは、人材確保・定着のための取り組みを計画・検討してください

申請に必要な様式は区ホームページからダウンロードしてください。

申請方法の詳細や必要な添付書類等についても、区ホームページでご確認ください。

【1】
実施計画の立案する

従業員が働きやすい労働環境の実現を目指し、実施計画を検討します。並行して、昇給制度、労働時間、休暇制度、福利厚生などの労働条件についても、改善するべきことがないか検討してください。

【2】
交付申請書を提出する

申請書の他、必要な添付書類等を準備して提出してください。
交付申請の期限は令和7年2月14日です。
期限内であっても予算がなくなり次第受付を終了します。

【3】
計画した事業を実施する

区は交付申請書の審査を行った後、助成金の交付決定を通知します。
必ず、交付決定通知を受けた後に、事業に着手してください。
・労働条件確認を社労士に依頼する。労働条件について改善の必要がある場合は対応を検討する。
・労働環境の向上に向けた取り組みを実施する。

【4】
実績報告書を提出する

事業が終了し、助成金の対象経費を全て支払い終わったら実績報告書を提出してください。**実績報告の期限は3月14日**です。
区は実績報告書の審査を行った後、助成金額の確定額を通知します。その後、申請事業者からの請求に基づき助成金をお支払いします。

【5】
労働条件の改善活動を継続する

改善が必要な事項が残っている場合は、改善活動を継続してください。専門家の助言が必要な場合は、区の専門家相談もご利用いただけます。
※専門家相談の申し込みは中小企業相談室へ 電話 5662-0525